■—————————————————————————————————————————————————————————————————————————■

京都市からの新型コロナ・ワクチンニュース！！２０２２０２０１

～とりあえずこれだけ知っておけば安心！～

■—————————————————————————————————————————————————————————————————————————■

＊主に企業や団体にお勤めの方向けのダイジェストニュースです。（第１１号）

発行：京都市産業観光局

中小法人・個人事業者のための『事業復活支援金』のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により，大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者に対して，事業規模に応じた給付金が国から支給されます。

▼　▽　▼

♦事業復活支援金の概要

　（１）給付対象

　　　➢新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象

　　　➢２０２１年１１月～２０２２年３月のいずれかの月の売上高（※）が，

２０１８年１１月～２０２１年３月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して，

５０％以上又は３０％以上５０％未満減少した事業者

（※）時短要請に関する協力金は，対象月の事業収入に算入する必要があります。

　　　➢給付額

　　　　基準期間の売上高　－　対象月の売上高×５

　　　➢基準期間（対象月を判断するため，売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）

　　　　①２０１８年１１月～２０１９年３月，②２０１９年１１月～２０２０年３月，

　　　　③２０２０年１１月～２０２１年３月のいずれかの期間

　　　➢対象月（基準期間の同月と比較して売上が５０％以上又は３０％以上５０％未満減少した月であること）

　　　　２０２１年１１月～２０２２年３月のいずれかの月

　（２）給付上限額

　　〈個人事業者〉

　　　　売上減少率５０％以上　⇒５０万円　　売上減少率３０％以上５０％未満　⇒３０万円

　　〈法人〉年間売上高（※）により異なります。

　　　➢年間売上高が，１億円以下

　　　　売上減少率５０％以上　⇒１００万円　　売上減少率３０％以上５０％未満　⇒６０万円

　　　➢年間売上高が，１億円超～５億円以下

　　　　売上減少率５０％以上　⇒１５０万円　　売上減少率３０％以上５０％未満　⇒９０万円

　　　➢年間売上高が，５億円超

　　　　売上減少率５０％以上　⇒２５０万円　　売上減少率３０％以上５０％未満　⇒１５０万円

（※）基準月（２０１８年１１月～２０２１年３月の間での売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

♦申請の流れについて

　①・アカウントの申請・登録等（事業復活支援金事務局ＷＥＢサイトにて申請ＩＤ発番）

　↓・事前確認に必要な書類の準備

　②・事務局ＷＥＢサイトから身近な登録確認機関を検索（<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search/>）

　↓・登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）

　③・事前確認の実施

　↓※「一時支援金又は月次支援金を既に受給された方」，「一時支援金及び月次支援金を受給していないが登録確認機関と継続支援関係がある方」は，①②③を省略できます。

　④・事務局に申請（事前確認完了後，申請者のマイページにて，必要事項の入力等）

お問合せ先： 事業復活支援金事務局　相談窓口

　ＴＥＬ：0120－789-140 　ＩＰ電話等からのお問合せ先：03-6834-7593（通話料がかかります）

ＵＲＬ：<https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>